

高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母または父が、就業に結びつきやすい資格取得を目指し養成機関で6ヶ月以上修業する場合、生活の安定を図るために、高等職業訓練促進給付金を支給します。

(過去に同事業を利用したことがある方は対象外)

対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

対象者

- ・伊丹市にお住まいの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り対象者とする)
- ・就業または育児と修業の両立が困難であること

支給額

市民税非課税世帯：月額 100,000円（最終学年140,000円）
市民税課税世帯：月額 70,500円（最終学年110,500円）

支給期間

- ・修業期間により上限は異なります。
最長48ヶ月。但し、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は60ヶ月。
- ・支給申請を受付けた月からの支給となります。
- ・夏休み等を含み、毎月の支給となります。ただし、休学期間中及び1日も出席しなかった月は支給されません。
- ・修業期間中に児童が20歳になった場合は、引き続き子等を扶養している事が要件になります。

①原則、受講開始前の相談が必要です。

- ・養成機関の募集要項（カリキュラム、授業料、受講期間、取得可能な資格等の記載があるもの）をご持参ください。

②支給申請について

- ・養成機関の在学証明書
 - ・世帯全員の住民票の写し（本籍地、続柄の記載があるもの）
 - ・世帯全員の課税証明（扶養している子を除く）
 - ・同一世帯に属する扶養義務者全員の課税証明
 - ・児童扶養手当証書
 - ・支給希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（受取人名のカナ表記・口座番号がわかるもの）をご持参ください。
- 支給申請書を記入していただきます。



市の審査で承認後、支給決定通知書及び、請求書と出席状況確認書を送付します。

③支給手続きについて

翌月10日までに毎月、以下を提出いただきます。（郵送可）

- ・請求書
- ・出席状況確認書（養成機関での証明が必要です）



毎月末に支給希望口座に振り込みします。

高等職業訓練修了支援給付金について

高等職業訓練促進給付金を受給された方で、その他の要件に該当する方には修了支援給付金を支給します。該当者には別途ご案内します。
50,000円（非課税の方）、または25,000円（課税の方）です。
※修了支援給付金は課税（雑所得）となります。

お問合せ先

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市役所こども福祉課
電話 072-780-3518